

産業医共同選任事業

小規模事業場産業保健活動支援促進助成金のご案内

■小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の概要

小規模事業場産業保健活動支援促進助成金は、常時50人未満の労働者を使用する小規模事業場の事業者が、産業医の要件を備えた医師を共同して選任し、当該医師から提供される産業保健サービスを受けて実施する産業保健活動により、労働者の健康管理等を促進することを奨励するために支給されます。

《 助 成 金 の 仕 組 み 》



◎助成金の申請及び支給について

■申請要件

①2以上の小規模事業場*の事業者が共同して産業医の要件を備えた医師を選任することにより応募できます。

*企業規模に関わりなく、常時使用する労働者数（労働保険関係・法定保険料申告書等による助成金申請の前年度の1ヵ月平均使用労働者数とします）が50人未満の事業場をいいます。

②以前に本助成金を受給したことがないこと。

■助成金の申請時期

前期1：4月1日から5月末日

前期2：6月1日から6月末日まで

後期：10月1日から10月末日まで（初年度申請分のみ）

■助成金額及び支給期間

助成金は、1年度につき1事業場当たり表のとおりで、事業場の規模に応じて支給します。支給期間は3カ年度です。2年度目、3年度目についても継続のための支給申請が必要です。

小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の区分	助成額
30人以上50人未満の事業場	83,400円
10人以上30人未満の事業場	67,400円
10人未満の事業場	55,400円

（注）共同選任医師を選任するのに要した費用の額が上記の金額を下回る場合は、その医師を選任するのに要した費用の額を支給します

■3カ年間の産業保健活動に対する評価

